

第84回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

令和7年6月27日（金曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

愛知県清須市枇杷島駅前東一丁目1番1
名工建設株式会社 5階 会議室

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

名工建設株式会社

証券コード：1869



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。
<https://p.sokai.jp/1869/>



株 主 各 位

証券コード 1869
(発送日) 令和7年6月5日
(電子提供措置の開始日) 令和7年6月4日
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
J R セントラルタワーズ34階

名工建設株式会社

代表取締役社長 松野篤二

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第84回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイト「第84回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和7年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.meikokensetsu.co.jp/ir/shareholder_meeting/
株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/1869/teiiji/>
名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報） <https://www.nse.or.jp/listing/search/>
銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

敬 具

記

1 日 時	令和7年6月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	愛知県清須市枇杷島駅前東一丁目1番1 名工建設株式会社 5階 会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第84期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第84期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、本株主総会の招集ご通知には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次の事項については掲載しておりません。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
- (2) 計算書類の「個別注記表」

従いまして、本株主総会の招集ご通知の当該書面に記載している連結計算書類、計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類、計算書類の一部であります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会社法の改正により、株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、当社は、本株主総会の招集ご通知につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、従来通り書面でお送りしております。



スマート招集



当社ウェブサイト、招集通知はこちらからご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/1869/>

- スマートフォンなどで、株主総会参考書類等の主要なコンテンツをご覧いただけます。
- 「電子提供措置事項」(PDF)、当社ウェブサイト(IRサイト)、議決権行使サイトに遷移できます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和7年6月26日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和7年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和7年6月26日（木曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

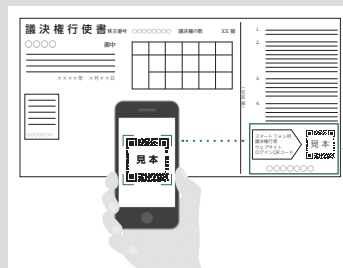
※議決権行使書はイメージです。

- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

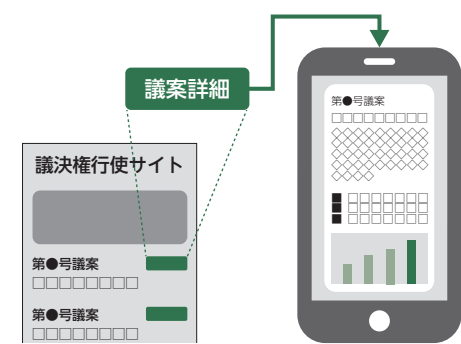
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

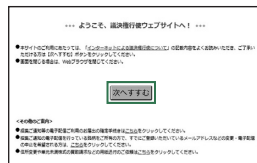
スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

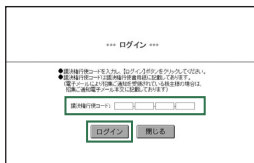
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名	当社における 地位及び担当	在任期間	取締役会 出席状況
1	まつの とくじ 松野 篤二 再任	代表取締役 社長執行役員	3年	12／12回 100%
2	おくむら よしまさ 奥村 由政 再任	取締役 専務執行役員	5年	12／12回 100%
3	おちあい ひろし 落合 弘 再任	取締役 常務執行役員	3年	12／12回 100%
4	たかまつ いちろう 高松 一郎 再任	取締役 常務執行役員	4年	12／12回 100%
5	でぐち あきら 出口 彰 再任	取締役 執行役員	5年	12／12回 100%
6	かわごえ まさひろ 川越 正啓 再任	取締役 執行役員	3年	12／12回 100%
7	むらまつ ひろなり 村松 浩成 再任	取締役 執行役員	1年	10／10回 100%
8	にわ しんじ 丹羽 慎治 再任 社外 独立	社外取締役	4年	12／12回 100%
9	まえかわ こういち 前川 宏一 再任 社外 独立	社外取締役	1年	10／10回 100%

（注）村松浩成氏、前川宏一氏は、令和6年6月25日開催の第83回定時株主総会において選任されたため、取締役会の出席回数が他の役員と異なります。

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
1 再任	まつ の とくじ 松野 篤二 (昭和32年1月20日生)	平成18年 6 月 東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線 21世紀対策本部企画推進部長 平成20年 6 月 同総合企画本部副本部長 平成24年 6 月 同執行役員総合企画本部副本部長 平成28年 6 月 同常務執行役員建設工事部長 平成30年 6 月 ジェイアール東海建設株式会社代表取締役社長 令和 4 年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	5,300株
	[取締役候補者とした理由] 松野篤二氏は、これまで東海旅客鉄道(株)及びジェイアール東海建設(株)で要職を歴任するなど、鉄道並びに建設事業における豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、代表取締役社長としてその経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
2 再任	おくむら よしまさ 奥村 由政 (昭和34年1月17日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成23年 7 月 同東京支店土木部長 平成25年 4 月 同名古屋施工本部土木部長 平成26年 6 月 同執行役員名古屋施工本部土木部長 平成29年 6 月 同執行役員東京支店長 令和 2 年 6 月 同取締役常務執行役員土木本部長 令和 5 年 6 月 同取締役専務執行役員土木本部長（現任）	12,200株
	[取締役候補者とした理由] 奥村由政氏は、当社に入社以来、名古屋施工本部（現名古屋支店）土木部長及び東京支店長を歴任するなど、主に土木部門における建設事業に携わり、豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役専務執行役員土木本部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
3 再任	おちあい 落合 ひろし 弘 （昭和34年8月5日生）	昭和57年 4 月 当社入社 平成24年 4 月 同静岡支店建築部長 平成26年 7 月 同大阪支店建築部長 平成28年 7 月 同建築本部建築部長 平成30年 6 月 同執行役員建築本部建築部長 令和 2 年 6 月 同執行役員東京支店長 令和 4 年 6 月 同取締役常務執行役員建築本部長（現任）	5,500株
	[取締役候補者とした理由] 落合弘氏は、当社に入社以来、建築本部建築部長及び東京支店長を歴任するなど、主に建築部門における建設事業に携わり、豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役常務執行役員建築本部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
4 再任	たかまつ いちろう 高松 一郎 (昭和38年1月13日生)	平成22年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行 （現株式会社三菱UFJ銀行）今池支社長 平成24年 6 月 同執行役員九州エリア担当 平成25年 5 月 同執行役員西日本エリア支店並びに九州エリア担当 平成27年 6 月 エムエスティ保険サービス株式会社 代表取締役副社長 令和 2 年 6 月 当社執行役員管理本部副本部長 令和 3 年 6 月 同取締役執行役員管理本部副本部長 令和 4 年 6 月 同取締役執行役員管理本部長 令和 5 年 6 月 同取締役常務執行役員管理本部長（現任）	1,400株
	〔取締役候補者とした理由〕 高松一郎氏は、これまで(株)三菱東京UFJ銀行（現(株)三菱UFJ銀行）及びエムエスティ保険サービス(株)で要職を歴任するなど、企業経営並びに財務会計における豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役常務執行役員管理本部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
5 再任	で ぐ ち あきら 出口 彰 (昭和34年10月26日生)	平成25年 7 月 東海旅客鉄道株式会社建設工事事務部担当部長 平成28年 7 月 同中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 名古屋建設部担当部長 平成29年 7 月 同中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 名古屋建設部愛知工事事務所長 令和 元 年 7 月 当社鉄道営業部長（当社出向） 令和 元 年11月 鉄道営業部長 令和 2 年 6 月 同取締役執行役員安全本部長（現任）	1,400株
	[取締役候補者とした理由] 出口彰氏は、これまで東海旅客鉄道㈱で要職を歴任するなど、鉄道事業並びに安全品質、技術開発における豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役執行役員安全本部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
6 再任	かわごえ まさひろ 川越 正啓 (昭和40年8月6日生)	平成26年 7 月 東海旅客鉄道株式会社静岡支社工務部担当部長 平成27年 7 月 同静岡支社工務部長 平成28年 7 月 同安全対策部次長 平成30年 7 月 同総合技術本部技術開発部次長 令和 2 年 7 月 日本機械保線株式会社取締役（出向） 令和 4 年 6 月 当社取締役執行役員軌道本部長（当社出向） (現任)	—
	[取締役候補者とした理由] 川越正啓氏は、これまで東海旅客鉄道㈱及び日本機械保線㈱で要職を歴任するなど、鉄道事業並びに安全品質、技術開発における豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役執行役員軌道本部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
7 再任	むらまつ ひろなり 村松 浩成 (昭和44年5月6日生)	令和 2 年 7 月 東海旅客鉄道株式会社安全対策部担当部長 令和 3 年 7 月 同東海鉄道事業本部施設部担当部長 総合企画本部経営管理部担当部長 兼務 令和 4 年 6 月 同静岡支社施設部長 令和 6 年 6 月 当社取締役執行役員経営企画部長（当社出向） （現任）	—
	[取締役候補者とした理由] 村松浩成氏は、これまで東海旅客鉄道(株)で要職を歴任するなど、鉄道事業並びに企業経営における豊富な経験と専門的な知見を有しております。現在、取締役執行役員経営企画部長として、その経験と知見を活かして職責を果たしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
8 再任 社外 独立	に わ しんじ 丹羽 慎治 (昭和31年3月2日生)	平成26年 6 月 東邦ガス株式会社取締役常務執行役員 平成27年 6 月 同取締役専務執行役員 平成28年 6 月 同代表取締役副社長執行役員 令和 3 年 6 月 当社社外取締役（現任）	1,000株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 丹羽慎治氏は、東邦ガス(株)で代表取締役副社長執行役員を務められるなど、長年に亘り企業経営に携わり、豊富な経験と専門的な知見を有しております。当該知見を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
9 再任 社外 独立	まえかわ こういち 前川 宏一 (昭和32年4月19日生)	平成 8 年 4 月 東京大学工学系研究科教授 平成30年 4 月 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授 平成30年 6 月 東京大学名誉教授 令和 5 年 4 月 横浜国立大学総合学術高等研究院客員教授（現任） 令和 5 年 4 月 株式会社ソーシャルデザイン研究所 取締役CTO（研究開発担当）（現任） 令和 6 年 6 月 当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 横浜国立大学総合学術高等研究院客員教授 一般財団法人上田記念財団理事長 株式会社ソーシャルデザイン研究所取締役CTO（研究開発担当） 公益社団法人日本コンクリート工学会会長	300株
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 前川宏一氏は、長年に亘り東京大学にて教授を務められ、現在も横浜国立大学の客員教授を務められるなど、学識経験者としての豊富な経験と専門的な知見を有しております。当該知見を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丹羽慎治氏、前川宏一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 丹羽慎治氏及び前川宏一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって丹羽慎治氏が4年、前川宏一氏が1年となります。
4. 当社は、丹羽慎治氏及び前川宏一氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反等の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、丹羽慎治氏及び前川宏一氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。

第2号議案

監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役 山田淳氏は任期満了となり、監査役 内藤雄順氏は辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、市川弥生次氏は内藤雄順氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名		当社における 地位	在任 期間	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	やまだ あつし 山田 淳	再任 社外 独立	社外監査役	1年	10／10回 100%	10／10回 100%
2	いちかわ や お じ 市川 弥生次	新任 社外 独立	—	—	—	—

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
1	やまだ あつし 山田 淳 (昭和34年12月8日生)	平成23年 4 月 名古屋市住宅都市局参事 平成28年 4 月 同住宅都市局都市活性監 平成30年 4 月 同緑政土木局長 令和 2 年 4 月 名古屋高速道路公社理事 令和 6 年 6 月 当社社外監査役（現任）	300株
再任	[社外監査役候補者とした理由] 山田淳氏は、行政及び名古屋高速道路公社にて要職を歴任するなど、豊富な経験と専門的な知見を有しております。当該知見を当社の監査業務に活かしていただけることを期待し、引き続き社外監査役候補者といたしました。		
社外			
独立			

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
2 新任 社外 独立	いしかわ や お じ 市川 弥生次 (昭和33年8月23日生)	平成26年 7 月 中部電力株式会社執行役員岡崎支店長 平成30年 6 月 同取締役専務執行役員 電力ネットワークカンパニー社長 令和 2 年 4 月 中部電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長執行役員 令和 4 年 6 月 一般財団法人中部電気保安協会理事長（現任）	—
[社外監査役候補者とした理由] 市川弥生次氏は、中部電力㈱及び中部電力パワーグリッド㈱で要職を歴任するなど、長年に亘り企業経営に携わり、豊富な経験と専門的な知見を有しております。当該知見を当社の監査業務に活かしていただけることを期待し、社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田淳氏、市川弥生次氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山田淳氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、山田淳氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しています。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、市川弥生次氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております。（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反等の場合を除く）。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、山田淳氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、市川弥生次氏の選任が承認された場合は、名古屋証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考)

スキル・マトリクス (第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認された場合)

氏名		企業 経営	安全 品質	技術開発 IT/DX	鉄道分野 知識/経験	建設業界 知識/経験	人事 労務	財務 会計	法務 コンプライアンス	CSR ESG SDGs
取締役	松野 篤二	●	●		●	●	●	●	●	
	奥村 由政	●	●		●	●	●			●
	落合 弘	●	●		●	●	●			
	高松 一郎	●					●	●	●	●
	出口 彰	●	●	●	●		●			
	川越 正啓	●	●	●	●		●			
	村松 浩成	●		●	●		●			●
	丹羽 慎治	●					●	●	●	●
	前川 宏一			●		●				
監査役	堀場 太民夫	●				●	●	●	●	●
	松永 靖		●	●		●	●			
	山田 淳	●		●					●	●
	市川 弥生次	●		●					●	●

(注)上記一覧表は、各候補者の有する専門性や経験の全てを表すものではありません。

以 上

事業報告

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、食料品やエネルギー価格を中心とした物価高や大規模な自然災害等の発生が下押し要因となりましたが、個人消費や設備投資といった内需を中心に底堅く推移しました。しかし、年が明けると米国が関税の引き上げ等により、世界経済の減速リスクが高まり、年度末に向けて国内景気の下振れ懸念が強まるなど、依然として景気を取り巻く環境は厳しく、先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界においては、堅調な公共投資と共に、コロナ禍で落ち込んでいた民間設備投資も持ち直しの動きがみられますが、建設コストの上昇による影響、担い手の確保や長時間労働の解消などへの対応が急務となっており、企業業績への好材料は限定的と言わざるを得ない状況にあります。

このような情勢下、当社グループは令和6年度から新たに第19次経営計画をスタートさせ、4つの経営目標「信頼」「競争力」「実行力」「挑戦」を掲げ、「安全と技術の名工」「社員が誇れる企業」を目指し課題解決に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、受注高は前期比1.4%増の97,123百万円、売上高は前期比8.1%増の93,170百万円となりました。利益面では、経常利益は前期比18.8%増の6,912百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比28.7%増の5,184百万円となりました。

部門別の受注・売上の状況は次のとおりであります。

(土木部門)

土木部門におきましては、4つの経営目標「信頼」「競争力」「実行力」「挑戦」の達成に向けて、安全と品質の追求、鉄道工事の確実な施工と官公庁工事の受注拡大、ゼネコンとしての技術力の維持向上と生産性向上を重点に取り組みしました。

官公庁工事につきましては、鉄道工事に軸足を置き、多様化する総合評価落札方式に対応するとともに企業点の向上、技術提案力・積算力・価格競争力の強化を行い、採算性・効率性・特殊性を踏まえた戦略的な選別受注と工事の確実な施工に努めました。加えて、鉄道工事で培った技術力を活かす既存インフラの維持修繕工事の受注や、官公庁営業エリアの拡大、新規発注者からの受注獲得に取り組みました。

部門の基軸となる鉄道関連工事は、安全・安定輸送の確保を最優先事項とし、新幹線脱線・逸脱防止対策工事、新幹線大規模改修工事や中央新幹線建設工事、維持修繕工事に加え、自然災害による被害への復旧対応など、顧客の信頼に応えることに重点を置き、事業を推進しました。

また、労働者不足や建設コストの上昇が続く厳しい事業環境の中、入札案件の事前リスクの検討や施工時の支援体制強化により円滑な施工に取り組みました。

この結果、当連結会計年度における土木工事の受注高は、全体として前期比13.7%増の67,881百万円となりました。完工高におきましては、前期比2.7%増の62,604百万円となりました。

(建築部門)

建築部門におきましても、4つの経営目標「信頼」「競争力」「実行力」「挑戦」をもとに、安全・品質の確保と共に受注拡大、生産性向上に取り組みました。

鉄道関連工事においては、「信頼」を堅持すべく確実な施工管理により安全・安定輸送の確保に努めてまいりました。官公庁工事の受注は、公共投資が堅調に推移するなか、2026年開催予定の愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会関連工事や、市役所庁舎増築工事など、選別受注に努めました。民間工事の受注は社会経済活動の正常化が進み、民間企業の設備投資も活気づくなか、大型工事や新規顧客の開拓に努めました。また、不安定な世界情勢や円安に起因する建設資材・労務費高騰が受注競争の厳しさに拍車をかけていますが、「競争力」「実行力」を高め、受注確保に取り組みました。

耐震補強工事のSMIC工法事業につきましては、病院案件などの新たな顧客獲得に向けた受注の開拓を推進しました。

また、技術開発においては、前期より取り組んでいる制振（震）装置「クランク型鋼製履歴ダンパー」の開発を、引き続き進めてまいります。

この結果、当連結会計年度における建築工事の受注高は、前期比18.9%減の29,242百万円となりました。完工高におきましては、前期比21.8%増の29,408百万円となりました。

(兼業事業部門)

兼業事業部門におきましては、日本郵便株式会社との共同事業であるオフィスビル「JPタワー名古屋」等の安定した賃貸収入に加え、販売用不動産を売却したことにより、兼業事業の売上高は前期比1.8%増の1,157百万円となりました。

当社グループの部門別受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木	59,710	67,881	62,604	64,987
	建築	35,360	29,242	29,408	35,194
計		95,071	97,123	92,013	100,181
兼業事業		—	—	1,157	—
合 計		95,071	97,123	93,170	100,181

当期の主な受注工事は次のとおりであります。

発注者	件 名
東海旅客鉄道(株)	東海道本線深沼Bv新設
(株)商船三井	(仮称) 港島シャープール再開発プロジェクト
清須市	清須市役所庁舎増築・改修工事
名古屋市住宅都市局	天白特支校舎棟増築その他工事（週休2日）
東洋紡ロジスティクス(株)	東洋紡ロジスティクス_三重物流センター（楠）新棟計画

当期の主な完成工事は次のとおりであります。

発注者	件 名
中日本高速道路(株)	新湘南バイパス 西久保高架橋西鋼橋耐震補強工事
東海旅客鉄道(株)	岐阜羽島保線所管内軌道工事（軌道材料更換その他） 2 4
泉大津市	泉大津市立条東小学校校舎棟長寿命化改良工事
名糖産業(株)	(仮称) 名糖産業 本社ビル新築工事
(学)順天堂	ニューロングリアクロストークセンター順天堂新築工事

(2) 資金調達の状況

当社グループの建設工事の竣工は下半期、特に第4四半期に集中する傾向があるのに加えて、建設業では工事代金の立替負担が大きく、必要とされる運転資金は多額であります、その資金を安定的に調達できる体制は整えております。

なお、当連結会計年度末における社債及び借入金総額は4,782百万円となり、前連結会計年度末と比べ18百万円減少しました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は3,670百万円となりました。主な内訳は、総合技術研修センター関連3,151百万円、機械、運搬具及び工具器具備品等の購入322百万円、建物・構築物の増改築196百万円であります。

(4) 対処すべき課題

受注環境は激甚化する自然災害への備えや社会資本の老朽化への対応など建設市場が変化する一方、建設資材価格の高騰等コスト高による収益圧迫の懸念があるなど、先行きの不透明感が増しております。さらには時間外労働の上限規制適用や、労働力人口の減少など、建設業をとりまく事業環境は厳しさを増しております。

このような事業環境において当社グループは、令和6年度から第19次経営計画をスタートさせ、4つの経営計画の目標として「4C」を掲げ、全社をあげて新たな成長に挑戦して行くこととしています。

具体的な経営目標としましては、①「信頼（Confidence）」安全・品質の追求と社会的責務の遂行、②「競争力（Competitiveness）」受注確度の向上と顧客の多様なニーズへの対応、③「実行力（Capability）」変化を乗り越える技術力と機動力の発揮、④「挑戦（Challenge）」未来に向けて、の4項目を基軸として、これまでに築いた経営基盤を礎に更なる成長を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 (令和4年3月期)	第82期 (令和5年3月期)	第83期 (令和6年3月期)	第84期 (令和7年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	82,957	84,185	86,218	93,170
経 常 利 益 (百万円)	7,313	6,704	5,820	6,912
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	5,308	4,657	4,028	5,184
1株当たり当期純利益 (円)	210.29	184.52	159.58	205.38
総 資 産 (百万円)	96,159	103,275	104,037	109,716
純 資 産 (百万円)	59,704	64,440	71,640	73,998
1株当たり純資産額 (円)	2,356.06	2,543.29	2,827.76	2,920.31

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社大軌	10百万円	100%	鉄道軌道の新設・補修工事
株式会社ビルメン	50百万円	70%	建築物の維持管理に伴う補修工事
名工商事株式会社	20百万円	100%	損害保険の代理店業務
株式会社静軌建設	10百万円	100%	鉄道軌道の新設・補修工事

(7) 主要な事業の内容（令和7年3月31日現在）

建設事業	土木・建築その他建設工事全般に関する事業及びそれに付随する事業
兼業事業	不動産の賃貸・管理・仲介等に関する事業 損害保険の代理店業務

(8) 主要な営業所（令和7年3月31日現在）

当 社	本 店	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 J R セントラルタワーズ34階
	支 店	東京支店（東京都） 静岡支店（静岡県） 甲府支店（山梨県） 名古屋支店（愛知県） 大阪支店（大阪府） 北陸支店（石川県）
子会社	株式会社大軌（大阪府）	株式会社ビルメン（愛知県）
	名工商事株式会社（愛知県）	株式会社静軌建設（静岡県）

(9) 従業員の状況（令和7年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
建 設 事 業	1,243名	－
兼 業 事 業	5名	－
合 計	1,248名	－

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,122名	6名増	41.0歳	18.0年

(10)主要な借入先 (令和7年3月31日現在)

借入先	借入額	社債	合計
株式会社三菱UFJ銀行	1,000百万円	1,000百万円	2,000百万円
株式会社北陸銀行	1,050百万円	—	1,050百万円
株式会社みずほ銀行	1,050百万円	—	1,050百万円

2. 会社の株式に関する事項 (令和7年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 65,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,060,000株
(うち、自己株式数 1,816,673株)
- (3) 当期末株主数 2,006名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
東海旅客鉄道株式会社	2,139	8.47
名工建設社員持株会	1,746	6.91
株式会社三菱UFJ銀行	1,200	4.75
株式会社北陸銀行	913	3.61
株式会社みずほ銀行	806	3.19
岡谷鋼機株式会社	684	2.71
野村證券株式会社	563	2.23
東鉄工業株式会社	524	2.07
日本生命保険相互会社	511	2.02
興和株式会社	500	1.98
東邦瓦斯株式会社	500	1.98

(注) 1. 当社は自己株式1,816千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和7年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	松野 篤二	社長執行役員
取締役	奥村 由政	専務執行役員 土木本部長
取締役	落合 弘	常務執行役員 建築本部長
取締役	高松 一郎	常務執行役員 管理本部長
取締役	出口 彰	執行役員 安全本部長
取締役	川越 正啓	執行役員 軌道本部長
取締役	村松 浩成	執行役員 経営企画部長
取締役	丹羽 慎治	
取締役	前川 宏一	横浜国立大学総合学術高等研究院客員教授 一般財団法人上田記念財団理事長 株式会社ソーシャルデザイン研究所取締役CTO（研究開発担当） 公益社団法人日本コンクリート工学会会長
常勤監査役	堀場太民夫	
常勤監査役	松永 靖	
監査役	内藤 雄順	
監査役	山田 淳	

- (注) 1. 取締役 安藤陽一、石川正俊の両氏は、令和6年6月25日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 常勤監査役 安藤誠司氏、監査役 田宮正道氏は、令和6年6月25日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
3. 取締役 村松浩成、前川宏一の両氏は、令和6年6月25日開催の第83回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
4. 常勤監査役 松永 靖氏、監査役 山田 淳氏は、令和6年6月25日開催の第83回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役 丹羽慎治、前川宏一の両氏は、社外取締役であります。
6. 監査役 内藤雄順、山田 淳の両氏は、社外監査役であります。
7. 常勤監査役 堀場太民夫氏は、過去当社の経理部門に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役 丹羽慎治、前川宏一の両氏及び監査役 内藤雄順、山田 淳の両氏を、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除く）。なお、その保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当期における取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和3年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- ・当社の取締役の報酬は、当社事業の社会的責務を全うするための安定経営維持と企業価値の持続的向上に向けた各取締役の意欲高揚を図り、優秀な人材の獲得・保持が可能な水準とし、報酬は固定報酬と賞与（短期連動報酬）により構成され、個々の報酬の決定に際しては職責、各種評価等を踏まえた公平・公正な報酬制度とすることを基本方針とする。
- ・基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて報酬ベンチマーク企業群の動向等を参考に、総合的に勘案し決定する年俸を月額に按分した額を、毎月の固定報酬として支給し、賞与（短期連動報酬）は、事業年度ごとの業績目標の達成度等に応じて、目標達成時の基準額の一定範囲内で決定し、事業年度終了後に支給する。

なお、取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容は取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成18年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額350百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。また、監査役の金銭報酬の額は、同定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長執行役員 松野篤二氏に対し各取締役の固定報酬及び担当部門の業績目標の達成度を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数（人）
		固定報酬	賞与（短期連動報酬）	
取締役 （うち社外取締役）	175 (15)	137 (14)	37 (1)	11 (3)
監査役 （うち社外監査役）	54 (15)	43 (14)	10 (1)	6 (3)
合計 （うち社外役員）	229 (30)	181 (28)	47 (2)	17 (6)

- (注) 1. 賞与（短期連動報酬）は、当期中に役員賞与引当金繰入額として費用計上した額であります。
2. 取締役及び監査役の人数と報酬等の額には、令和6年6月25日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名と監査役2名を含んでおります。
3. 当社の事業特性に鑑み、中長期的な業績連動報酬の導入は困難であると考えておりますが、賞与（短期連動報酬）は業績目標の達成度や経営基盤強化等への取り組み等を総合的に勘案し決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の会社の業務執行取締役等の重要な兼職の状況

取締役 前川宏一氏は、横浜国立大学総合学術高等研究院客員教授、一般財団法人上田記念財団理事長、株式会社ソーシャルデザイン研究所取締役CTO（研究開発担当）、公益社団法人日本コンクリート工学会会長を兼職しております。

尚、当社との間に特段の取引関係はありません。

②当期における主な活動状況

取締役 丹羽慎治氏は、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、他社での長年に亘る企業経営経験と高い知識に基づき適宜、必要な発言を行っております。主に、コーポレートガバナンス、経営管理分野において、その経験を活かした的確なアドバイスを行っております。

取締役 前川宏一氏は、令和6年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、学識経験者としての知識と経験に基づき適宜、必要な発言を行っております。主に、DX活用、技術開発分野において、その経験を活かした的確なアドバイスを行っております。

監査役 内藤雄順氏は、当事業年度に開催された取締役会12回全てに、また、監査役会15回全てに出席し、長年に亘る企業経営経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。ま

た、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役 山田 淳氏は、令和6年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに、また、監査役会10回全てに出席し、行政、公社における幅広く豊富な経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当期に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況及び監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査内容、監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当社会計監査に当たり、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合または、公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの内部統制システム構築にあたっての基本的考え方

当社グループは、法令等を遵守し、安全第一を旨とし、地球環境に配慮し、誠実さと技術力で常に顧客に満足していただけるものを提供することにより、顧客・株主・社員・地域等からの信頼の確立を図り、企業価値を高めることを目指す。

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンスに関する規程及び行動規範に基づき、社員教育等を行い、コンプライアンス重視の意識浸透

を図る。併せて取締役、監査役に対し同様な基準に基づき、意識浸透を図る。

- ②職務執行の適法性を確保するため、内部監査部門の監査を中心とした体制整備を行い、内部監査部門は監査の方針、計画及び監査結果について、定例的に報告する等、取締役と緊密に連携する。
- ③内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する社員等からの通報・相談窓口を設置する。
- ④反社会的勢力とは取引関係及びその他の関係を持たないよう、取引先等の審査、選定を実施する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、社内規程に基づき、取締役会・経営会議等の議事録を作成し、期限を定めて保存するとともに、取締役及び社員等の重要な職務の執行及び決裁に係る情報についても記録し、期限を定めて保存する。
- ②当社の保有する情報については、適切な管理と漏洩の防止のための基本ルールを定めるとともに、文書情報及び情報システム関連情報並びに個人情報について、それぞれの社内規程に基づき、適切に管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、災害・事故・環境・経営などに係る各種リスクに関する規程・マニュアル等を整備し、適切に管理する。
- ②全社的なリスク管理強化のため、リスク管理委員会を設置し、適切に管理する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、毎月開催される取締役会により多面的な検討と意思決定を行う。
- ②取締役会の方針に基づき、効率的な業務執行を行うため、執行役員を設けるとともに、社長が指名する執行役員、監査役代表をもって構成する経営会議を設置する。
- ③組織・事務分掌と職務権限に関する社内規程に基づき、取締役の職務執行並びに社員等の業務執行を効率的に実施する。
- ④取締役及び社員等で、当社グループの中長期経営計画並びに每期事業計画を策定し、その執行状況を取締役会で監視する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①関係会社規程により経営内容、事業計画等の状況確認及び当社の経営情報の伝達を図るため子会社連絡会を開催する。
- ②当社グループに対する監査役による調査を実施する。
- ③当社グループに対する内部監査部門による監査を実施する。
- ④グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会で検討、意思決定を行う。
- ⑤内部通報制度に基づく通報・相談窓口の設置を、グループ各社の社員等へ周知する。
- ⑥危機管理に係る規程により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。
- ⑦当社グループの役員・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するためコンプライアンスに関する規程及び行動規範に基づき、社員教育等を行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。

(7) 監査役を補助すべき使用人について

- ①必要に応じて監査役の職務補助スタッフを置くこととし、その人事について取締役は監査役と協議し、独立性確保に努める。
- ②監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等が発生した場合、当社グループの社員等は取締役にすみやかに報告し、取締役は監査役にすみやかに報告する。
- ②監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員等にその説明を求める。
- ③当社グループの役員・社員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担することとする。また職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査の実効性を確保するため、取締役及び社員等から監査役に報告すべき事項を定め経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役が都度報告を受ける。
- ②監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社監査役等と情報交換を密にし、必要に応じて連携する。
- ③監査役会及び監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で随時、意見交換を実施できる。
- ④監査役会は、社外取締役との間で随時、意見交換を実施する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

以上の方針に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会を年12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議

いたしました。

監査役会を年15回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

(2) コンプライアンス

当社グループは、コンプライアンスに関する行動規範に基づき、本店・支店・関係会社での年2回の講習や資格等級別の研修等による社員教育を年59回行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図りました。併せて取締役、監査役に対しても同様の基準により、意識浸透を図っております。また、内部通報窓口につきましても内部窓口のコンプライアンス部に加え、外部窓口を弁護士事務所に設置しております。

(3) リスク管理

全社的なリスク管理強化のため、社長を委員長とするリスク管理委員会を年4回開催いたしました。当社グループにおけるリスク分類として災害・事故関連、社会・経済関連、経営全般における各種リスクについて情報収集、分析及び評価を行い必要に応じ、当社取締役会に提言しております。

(4) 監査役の監査体制

当社の監査役は年15回、監査役会を開催し、情報交換を行っております。また、監査の実効性を確保するため、取締役及び社員等から監査役に報告すべき事項を定めており、重要な事項について監査役が都度報告を受けております。さらに年2回、監査役、社外取締役が意見交換を行う「監査役、社外取締役会議」を設置し、社外取締役との連携を図りました。また、監査役は会計監査人、内部監査部門、子会社監査役等と情報交換を密にし、連携しております。

7. 剰余金の配当等の決定方針

当社は安定収益を確保して、株主資本の充実や設備投資に備えた内部留保を行いながら、累進配当を継続し、配当性向については令和9年3月期（「第19次経営計画」最終年度）に30％程度を目標とすることを基本方針としておりますが、当社グループの当期の業績や今後の事業展開を総合的に勘案し、1株当たりの配当は年42円に増配いたします。

当期の期末配当は令和7年6月6日を配当支払い開始日として1株当たり24円とし、中間・期末合計で年42円の配当を実施いたします。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	71,939
現金預金	11,976
受取手形・完成工事未収入金等	23,463
契約資産	34,083
電子記録債権	1,173
未成工事支出金	73
その他の棚卸資産	118
その他	1,051
貸倒引当金	△1
固定資産	37,776
有形固定資産	13,653
建物・構築物	5,955
機械、運搬具及び工具器具備品	543
土地	6,364
建設仮勘定	789
無形固定資産	462
ソフトウェア	443
その他	19
投資その他の資産	23,660
投資有価証券	20,932
退職給付に係る資産	2,325
その他	439
貸倒引当金	△37
資産合計	109,716

負債の部	
科目	金額
流動負債	27,118
支払手形・工事未払金等	12,153
短期借入金	2,368
未払法人税等	1,362
未成工事受入金	2,269
完成工事補償引当金	221
賞与引当金	2,503
役員賞与引当金	53
その他	6,185
固定負債	8,599
社債	1,000
長期借入金	1,414
繰延税金負債	2,834
退職給付に係る負債	2,527
その他	823
負債合計	35,717
純資産の部	
株主資本	63,518
資本金	1,594
資本剰余金	1,823
利益剰余金	61,050
自己株式	△949
その他の包括利益累計額	10,200
その他有価証券評価差額金	8,041
退職給付に係る調整累計額	2,158
非支配株主持分	280
純資産合計	73,998
負債純資産合計	109,716

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	92,013	93,170
兼業事業売上高	1,157	
売上原価		
完成工事原価	80,761	81,389
兼業事業売上原価	627	
売上総利益		
完成工事総利益	11,251	11,780
兼業事業総利益	529	
販売費及び一般管理費		5,393
営業利益		6,386
営業外収益		
受取利息	1	620
受取配当金	489	
受取地代家賃	77	
受取保険金	18	
その他	34	
営業外費用		
支払利息	92	94
その他	2	
経常利益		6,912
特別利益		
固定資産売却益	2	474
投資有価証券売却益	472	
特別損失		
固定資産除却損	3	3
税金等調整前当期純利益		7,383
法人税、住民税及び事業税	2,272	2,176
法人税等調整額	△96	
当期純利益		5,207
非支配株主に帰属する当期純利益		22
親会社株主に帰属する当期純利益		5,184

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,594	1,823	56,799	△949	59,267
当期変動額					
剰余金の配当			△934		△934
親会社株主に帰属する当期純利益			5,184		5,184
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	4,250	△0	4,250
当期末残高	1,594	1,823	61,050	△949	63,518

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,331	1,783	12,114	257	71,640
当期変動額					
剰余金の配当					△934
親会社株主に帰属する当期純利益					5,184
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,289	375	△1,914	22	△1,891
当期変動額合計	△2,289	375	△1,914	22	2,358
当期末残高	8,041	2,158	10,200	280	73,998

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	70,492
現金預金	11,005
受取手形	59
電子記録債権	1,155
完成工事未収入金	23,138
契約資産	33,956
販売用不動産	88
未成工事支出金	26
材料貯蔵品	28
前払費用	112
未収入金	354
立替金	448
その他	120
貸倒引当金	△1
固定資産	35,581
有形固定資産	13,519
建物・構築物	5,919
機械・運搬具	232
工具器具・備品	309
土地	6,268
建設仮勘定	789
無形固定資産	461
ソフトウェア	442
その他	19
投資その他の資産	21,600
投資有価証券	20,729
関係会社株式	552
長期貸付金	2
長期前払費用	71
その他	281
貸倒引当金	△37
資産合計	106,074

負債の部	
科目	金額
流動負債	27,504
工事未払金	12,071
短期借入金	3,068
未払金	390
未払費用	199
未払法人税等	1,343
未成工事受入金	2,269
預り金	725
完成工事補償引当金	220
賞与引当金	2,370
役員賞与引当金	47
その他	4,797
固定負債	8,342
社債	1,000
長期借入金	1,414
繰延税金負債	1,813
退職給付引当金	3,290
その他	823
負債合計	35,847
純資産の部	
株主資本	62,259
資本金	1,594
資本剰余金	1,760
資本準備金	1,746
その他資本剰余金	13
利益剰余金	59,854
利益準備金	398
その他利益剰余金	59,456
固定資産圧縮積立金	626
別途積立金	52,835
繰越利益剰余金	5,994
自己株式	△949
評価・換算差額等	7,967
その他有価証券評価差額金	7,967
純資産合計	70,227
負債純資産合計	106,074

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	90,569	
兼業事業売上高	1,085	91,654
売上原価		
完成工事原価	79,676	
兼業事業売上原価	581	80,257
売上総利益		
完成工事総利益	10,892	
兼業事業総利益	503	11,396
販売費及び一般管理費		5,190
営業利益		6,206
営業外収益		
受取利息配当金	488	
受取地代家賃	91	
受取保険金	18	
その他	33	631
営業外費用		
支払利息	95	
社債利息	0	
その他	2	98
経常利益		6,738
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	472	474
特別損失		
固定資産除却損	3	3
税引前当期純利益		7,209
法人税、住民税及び事業税	2,225	
法人税等調整額	△105	2,120
当期純利益		5,089

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,594	1,746	13	1,760	398	638	49,835	4,827
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の積立						10		△10
固定資産圧縮積立金の取崩						△21		21
別途積立金の積立							3,000	△3,000
剰余金の配当								△934
当期純利益								5,089
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	0	0	-	△11	3,000	1,166
当期末残高	1,594	1,746	13	1,760	398	626	52,835	5,994

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当期首残高	55,699	△949	58,104	10,243	10,243	68,347
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立	-		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-			-
別途積立金の積立	-		-			-
剰余金の配当	△934		△934			△934
当期純利益	5,089		5,089			5,089
自己株式の取得		△0	△0			△0
自己株式の処分		0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△2,276	△2,276	△2,276
当期変動額合計	4,155	△0	4,155	△2,276	△2,276	1,879
当期末残高	59,854	△949	62,259	7,967	7,967	70,227

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和7年5月12日

名工建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 水 谷 洋 隆
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名工建設株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名工建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和7年5月12日

名工建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 水 谷 洋 隆
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名工建設株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断し

た内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、E Y新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

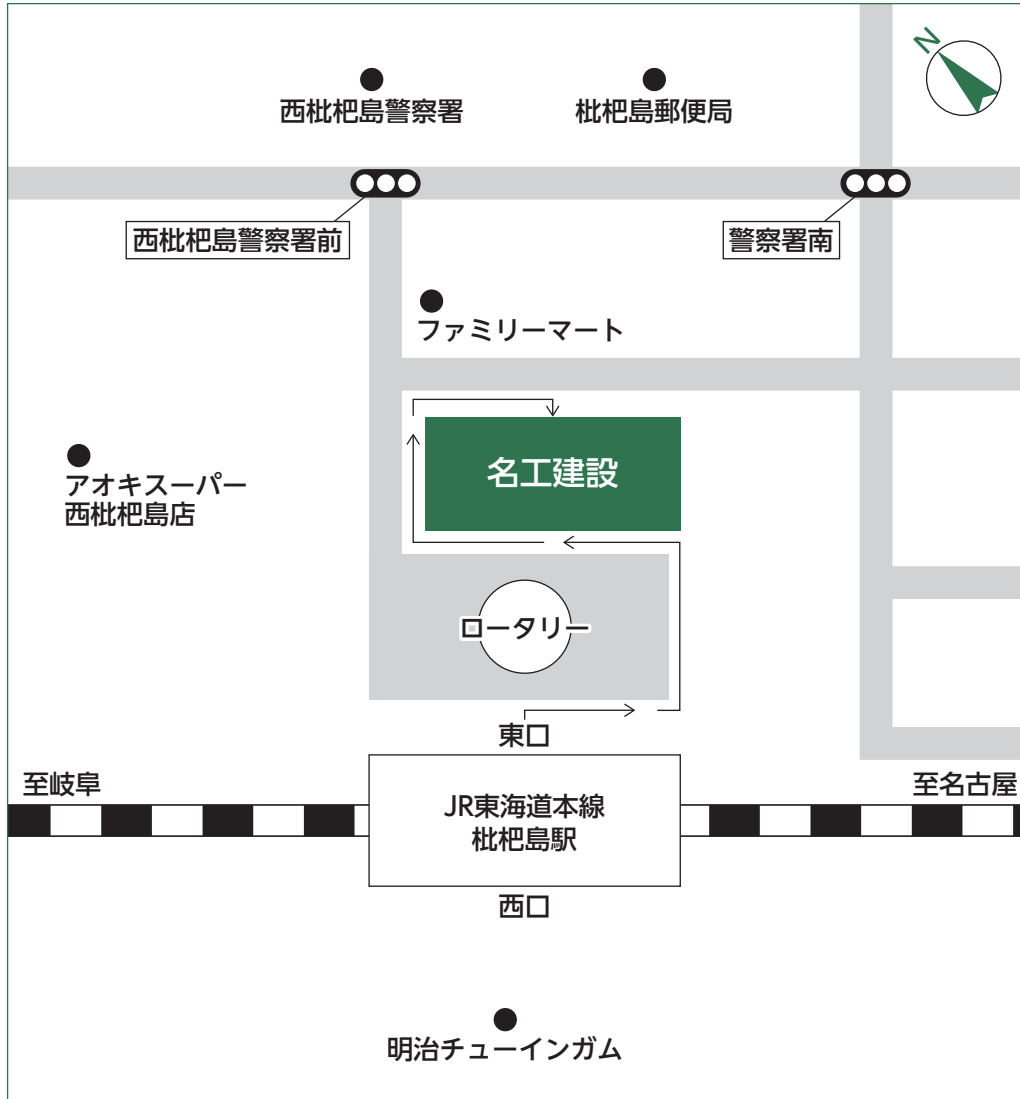
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月15日

名工建設株式会社 監査役会

常勤監査役	堀場太民夫
常勤監査役	松 永 靖
社外監査役	内 藤 雄 順
社外監査役	山 田 淳

株主総会会場ご案内図



会 場：愛知県清須市枇杷島駅前東一丁目 1 番 1

名工建設株式会社 5 階 会議室

TEL 052-746-1600

交通機関：JR東海道本線 枇杷島駅下車 東口より徒歩 1 分

尚、駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

